

公益財団法人新潟観光コンベンション協会
コンベンション開催準備資金貸付規程

(目的)

第1条 この制度は、新潟市内で開催されるコンベンションの主催者に対し、コンベンションの開催準備に要する資金の一部を公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が貸付けることについて必要な事項を定めることにより、その円滑な運営と成功に寄与することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 第1条の目的を達成するための貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大会・会議を主体としたものであること
- (2) 主たる会場が新潟市内の施設であること
- (3) 営利を目的としないものであること
- (4) 参加規模が新潟県域を超えるものであること
- (5) 6ヶ月以上の準備期間を要するものであること
- (6) 国または地方公共団体の賛同を得られるものであること
- (7) 主催者が団体であり、かつ代表者（日本国籍を有する者に限る。）が明示されているものであること

2 次に掲げる法人その他団体又は個人が関与するコンベンションは貸付金の貸付けの対象としない。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(貸付けの条件)

第3条 貸付金の貸付けの条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付額 1 コンベンションにつき200万円を限度とし、当該コンベンション開催に係る総予算額の20%以内とする
- (2) 利息 無利息とする

- (3) 貸付期間 2年以内とする
- (4) 返済方法 コンベンション終了後3ヶ月以内に一括返済とする。
但し、新潟県等から補助金を受ける場合、その補助金の交付があるまで猶予できることとする
なお、返済期限を超えた場合は、延滞違約金を付する。
- (5) 連帯保証人 日本国籍を有する者2名とする
但し、うち1名は、主催団体の代表者が個人の資格で連帯保証人となることのできる

(貸付けの申込み)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込主催者」という。)は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を、公益財団法人新潟観光コンベンション協会理事長(以下「理事長」という。)あてに提出しなければならない。

- (1) コンベンション開催準備資金借入申込書(以下「申込書」という。)(様式第1号)
- (2) コンベンション開催事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 開催決定を確認できる議事録等
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の規定により借入れの申込みがあった場合は、その内容を審査し、貸付けが適当と認めた場合は、コンベンション開催準備資金貸付決定通知書(様式第2号)により借入申込主催者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 前条の規定による貸付けを決定したときは、理事長は速やかにコンベンション開催準備資金貸借契約を借入申込主催者との間で締結するものとし、借入申込主催者は、当該契約書に借入申込主催者および連帯保証人の印鑑証明書を添付し、理事長に提出しなければならない。

(貸付金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による貸借契約を締結した借入申込主催者は、コンベンション開催準備資金請求書(以下「請求書」という。)(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は前項の規定による請求書に基づき、貸付金を交付するものとする。

(返済)

第8条 貸付金の貸付けを受けた借入申込主催者は、返済期日までに当該貸付金の全額を返済しなければならない。

(報告等)

第9条 貸付金の貸付けを受けた借入申込主催者は、申込書記載事項その他重要な変更があった場合は書面をもって直ちに理事長に報告しなければならない。

2 コンベンション終了後は、事業報告及び収支決算報告をもって速やかに理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、貸付金の使用状況等について協会の職員による調査等を行うことができる。

(貸付決定の取消等)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付決定の取消、又は返済日前であっても貸付金の全部または一部の返還を求めることができる。

(1) 申込事項その他に虚偽があったとき

(2) 申込事項に変更が生じ、貸付金額が適当でないとき理事長が認めたとき

(3) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき

(4) その他理事長が不適当な事由があると認めたとき

(延滞金の徴収)

第11条 理事長は、借入申込主催者が貸付金を第8条に規定する返済期日又は前条に規定する返還期日までに返済又は返還しなかったときは、返済期日の翌日又は返還期日の翌日から返済又は返還を完了した日までの期間の日数に応じ、その延滞した金額につき返済期日又は返還期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が指定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長がやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全額又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前に、コンベンション開催準備資金貸付規程の規定に基づいて行われた行為は、この規程の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。